主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人奥田保,同粕谷芙美子,同中村治郎の上告趣意のうち,死刑に関して憲法 13条,36条違反をいう点は,死刑が憲法のこれらの規定に違反しないことは当 裁判所の判例(最高裁昭和22年(れ)第119号同23年3月12日大法廷判決・ 刑集2巻3号191頁)とするところであるから,理由がなく,その余は,事実誤 認,量刑不当の主張であって,適法な上告理由に当たらない。

所論にかんがみ記録を調査しても,刑訴法411条を適用すべきものとは認めら れない。なお,付言すると,本件各犯行中,強盗殺人,殺人に係る4件の事件は, 被告人が,暴力団関係者から要求された金銭を工面するため,以前強姦をしたB(当時15歳)方に赴き,当初は窃盗の目的であったものの,すぐに強盗に転じて, 在宅していたBの祖母(当時83歳)の頸部を電気コードで絞め付けて殺害し、そ の後帰宅したBの母(当時36歳)と父(当時42歳)を順次柳刃包丁で突き刺し て殺害した上,現金,預金通帳等を強取し,さらに,犯行の発覚をおそれてBの妹 (当時4歳) を同包丁で突き刺して殺害したという事案である。上記各犯行は , 動 機に酌量の余地がなく,4名の生命を奪ったという結果が極めて重大である上,犯 行の態様が冷酷,執ようかつ残虐で,家族を一挙に失い,自らも強盗強姦等の被害 に遭ったBの被害感情は非常に厳しく、社会的影響も重大である。以上の点に加え ,被告人は,上記強盗の最中,Bを強姦するなどしたほか,傷害,強姦,強姦致傷 ,恐喝,窃盗を繰り返しているところ,その犯行態様,結果ともに悪質であること などの情状に照らすと、被告人の罪責は誠に重大であり、本件各犯行当時、被告人 が18歳から19歳であったことなどの事情を考慮しても、原判決が維持した第1 審判決の死刑の科刑は,やむを得ないものとして当裁判所もこれを是認せざるを得 ない。

よって,同法414条,396条,181条1項ただし書により,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり判決する。

検察官飼手義彦 公判出席

(裁判長裁判官 亀山継夫 裁判官 河合伸一 裁判官 福田 博 裁判官 北川 弘治 裁判官 梶谷 玄)